



伊藤労務

検索

平成29年 6月

おたより

伊藤労務総合事務所
名古屋市東区大曾根1-3-20
TEL (052)982-0730
FAX (052)982-0735
ホームページ [http://www.itorom.net/
info@itorom.net](http://www.itorom.net/info@itorom.net)



【 業務内容 】

- * 労働基準法改正に即した就業規則の作成
- * サービス残業対策・解消の提案
- * 社会保険料抑制の提案
- * 生命保険での節税対策及び経営的活用
- * ホームページでも定期的に情報発信中(ブログは日々更新中)

- * 全国安全週間(7月1日より7月7日) 準備月間(6月)
全国安全週間は、「人命尊重」を基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に続けられ、今年で90回目を迎えます。
平成28年の労働災害では、死亡災害が2年連続で1000人を下回っているものの、さらなる労働災害の減少を図ることを決意した今年のスローガンは、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」
- * 労働保険料の口座振替の検討
労働保険の年度更新の時期がやってきました。送られてくる更新資料の中にある「労働保険料の口座振替」。口座振替の納付日に、届け出た口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
メリットは、金融機関に出向くことなく、かつ法定の納期限の約2カ月後の引き落としで、手数料もかかりません。一度の振替手続きで翌年以降も継続となります。
- * 求職者への対応
求職者から、「不採用の理由を教えてください」との申し出があった場合の対応。
質問事項への不回答や健康診断の結果など、明確に不採用の理由があっても、「諸事情を総合的に考慮しての判断」とし、不採用の理由を説明することを避けるべきです。不採用の理由を告げることで、求職者が「不当な不採用理由である」と訴えられたり、あるいはネットに書き込むような風評リスクがありうることも考え、不採用の理由を説明するメリットは、企業にはないものと思います。
- * 65歳超雇用推進助成金について・・・ご相談ください。